

令和元年5月定例教育委員会会議録

鳴門市教育委員会5月定例教育委員会は、5月10日招集告示。

5月15日17時30分、鳴門市立図書館2階多目的会議室で開会。

同日18時30分閉会した。

・出席者

教育長 安田教育長

委員 寺田委員 甲斐委員 加藤委員 濱川委員

事務局職員 大林教育次長 笠原教育総務課長 中野教育総務課副課長

その他職員 並木学校教育課長 津田生涯学習人権課長

西條鳴門市学校給食センター所長 豊崎教育支援室長

・傍聴者

1名

・会議は、教育長が議事を進行した。

・議事の内容は次のとおりである。

議案第17号 鳴門市学校給食献立作成及び食品選定委員会委員の委嘱について

議案第18号 平成30・令和元年度鳴門市青少年センター運営協議会委員の委嘱
について

議案第19号 令和元年度学校（幼稚園）評議員の委嘱について

議案第20号 鳴門市教育標準時間認定子どもに係る特定教育・保育施設の利用者
負担額に関する規則の一部を改正する規則について

議案第21号 鳴門市青少年補導員の解嘱及び委嘱について

・教育長は、17時30分、5月定例教育委員会の開会を宣した。

・教育長は、会議録の朗読を事務局に求めた。

中野教育総務課副課長は、4月定例教育委員会の会議録を朗読した。

・教育長は、会議録の承認について諮り、全委員異議なく承認した。

・教育長は、議案第17号 鳴門市学校給食献立作成及び食品選定委員会委員の委嘱につ

いて、事務局に説明を求めた。

西條鳴門市学校給食センター所長は、学校給食衛生管理基準及び、鳴門市学校給食献立作成及び食品選定委員会設置要綱に基づき、令和元年度の委員を委嘱すること、小学校、中学校及び幼稚園の各 PTA 代表については役員未定のため、改めて教育委員会に諮る旨、説明した。

- ・教育長は、議案第 17 号について諮り、協議の結果、全委員異議なく承認した。
- ・教育長は、議案第 18 号 平成 30・令和元年度鳴門市青少年センター運営協議会委員の委嘱について、事務局に説明を求めた。

豊崎教育支援室長は、鳴門市青少年センター設置条例施行規則に基づき、青少年センター運営協議会委員について、役員の変更が生じたため新たに 2 名を委員として委嘱すること、幼小中 PTA 連合会会長については役員未定のため、改めて教育委員会に諮る旨、説明した。

- ・教育長は、議案第 18 号について諮り、協議の結果、全委員異議なく承認した。
- ・教育長は、議案第 19 号 令和元年度学校（幼稚園）評議員の委嘱について、事務局に説明を求めた。

並木学校教育課長は、鳴門市立小学校及び中学校管理規則及び、鳴門市立幼稚園管理規則に基づく本件評議員について、各学校、幼稚園から推薦のあった、中学校 26 名、小学校 61 名、幼稚園 41 名を評議員に委嘱したい旨、説明した。

- ・教育長は、議案第 19 号について諮り、協議の結果、全委員異議なく承認した。
- ・教育長は、議案第 20 号 鳴門市教育標準時間認定子どもに係る特定教育・保育施設の利用者負担額に関する規則の一部を改正する規則について、事務局に説明を求めた。

並木学校教育課長は、鳴門市教育標準時間認定子どもに係る特定教育・保育施設の利用者負担額に関する規則のうち、地方税法の改正によりその示す範囲が変わった「控除対象配偶者」の用語を引用している規定について、現行の対象者の範囲が変動しないよう、改正をしたい旨、説明した。

- ・教育長は、議案第 20 号について諮り、協議の結果、全委員異議なく承認した。

- ・教育長は、議案第21号 鳴門市青少年補導員の解嘱及び委嘱について、事務局に説明を求めた。

豊崎教育支援室長は、鳴門市青少年センター設置条例施行規則に基づく本件補導員について、そのうちの1名から辞意表明があったことから、後任として新たに補導員に委嘱したい旨、説明した。

- ・教育長は、議案第21号について諮り、協議の結果、全委員異議なく承認した。
- ・教育長は、報告第3号 専決処分について（損害賠償額の決定）について、事務局に説明を求めた。

笠原教育総務課長は、市立幼稚園屋外に設置した移動式黒板が転倒し、同園に通園する園児の保護者の車両に損害を与えた件について、その損害賠償にかかる専決処分について報告した。

- ・教育長は、報告第4号 専決処分について（債権の放棄）について、事務局に説明を求めた。

並木学校教育課長は、市立幼稚園に通園する園児の保護者の申し立てによる「地方裁判所による免責許可決定」が確定したため、同園児にかかる市立幼稚園利用者負担額及び、一時預かり事業利用料、鳴門市学校給食費の未納分について、専決処分による債権放棄を行った旨、報告した。

- ・教育長は、報告第5号 平成31年(行コ)第7号 懲戒処分取消請求控訴事件については、人事に関する事案であることから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により会議を非公開としたい旨提案し、全委員異議なく承認した。

- ・教育長は、報告第5号 平成31年(行コ)第7号 懲戒処分取消請求控訴事件について、事務局に説明を求めた。

笠原教育総務課長は、2月定例教育委員会以降の対応について、報告した。

(会議の内容については非公開)

- ・教育長は、18時30分、閉会を宣した。

その他の事項は次のとおりである。

安田教育長は、6月定例教育委員会を、6月12日18時から開催することを確認した。